

婚姻届にともなう手続一覧

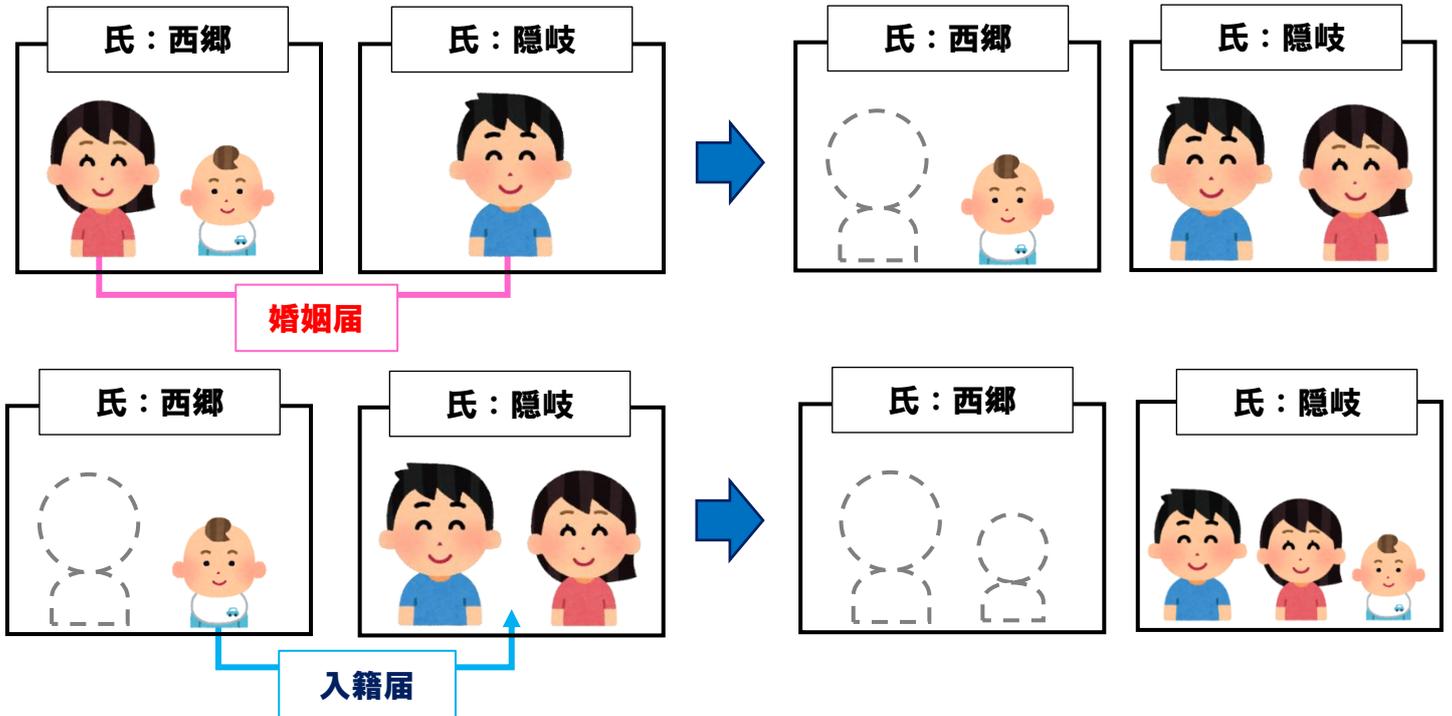
婚姻届	提出先	1階④番窓口 町民課戸籍住民係		
	必要なもの	婚姻届書・・・証人欄に証人2名（成人）の署名があるもの		
		戸籍謄本（本籍が本町以外の場合）		届出人の本人確認書類

窓口	各窓口での手続	必要なもの
1階④番 戸籍住民係 ☎2-8560	<input type="checkbox"/> 結婚に伴い住所を変更する ⇒ 転入・転居・転出届 ※婚姻届だけでは住所の変更はできません	・届出人の本人確認書類
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ⇒ 氏の手換え	・マイナンバーカード ・暗証番号
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録 登録している印鑑が旧氏名を表したものの場合、登録は抹消（廃止）されます。必要に応じて再登録の手続をしてください。	・本人確認書類 ・登録する印鑑 ・旧氏名の印鑑登録証
	<input type="checkbox"/> 広報「隠岐の島」への掲載申込（希望者のみ）	・掲載申込書
1階⑤番 国保年金係 ☎2-8560	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 ⇒ 氏名変更、保険の切替等	・保険証 ・来庁者の本人確認書類
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療（75歳以上の方） ⇒ 氏名変更等	・保険証 ・来庁者の本人確認書類
	お子様がいらっしゃる場合	<input type="checkbox"/> 子ども等医療（中学生以下のお子様） ⇒ 保護者の氏名、保険証の変更等
1階①番 児童福祉係 ☎2-8577	<input type="checkbox"/> 児童手当 ⇒ ・氏名変更手続 ・受給者の変更手続	【受給者を変更する場合】 ・マイナンバーカード ・通帳 ・本人確認書類 ・保険証
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 ⇒ 受給資格喪失手続	-
1階①番 地域福祉係 ☎2-8561	<input type="checkbox"/> 福祉医療 <input type="checkbox"/> 自立支援医療	・福祉医療証 ・印鑑 ・自立支援医療受給者証
	<input type="checkbox"/> 障がい者手当 <input type="checkbox"/> 障がい者手帳	・障がい者手帳 ・印鑑
1階①番 高齢者福祉係 ☎2-4500	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている方 ⇒ 氏名変更 （認定を受けていない方の手続はありません）	・受給資格証明書
2階⑧番 地域振興課 ☎2-8570	<input type="checkbox"/> 隠岐航路・航空路運賃助成対象者諸証明書（島民割引カード） ⇒ 氏名変更	・旧氏名の割引カード ・本人確認書類

お子さまがいらっしゃる方が再婚するとき

連れ子さまがいる母（父）が再婚し、再婚相手の氏を称して戸籍に入籍した場合、お子さまは再婚相手の戸籍に入籍せず、母（父）の戸籍に残ります。子の氏を再婚後の母（父）と同じ氏にする（再婚後の戸籍に入籍する）ためには、『入籍届』が必要です。※家庭裁判所の許可が必要な場合があります。

用意するもの：入籍届書、届出人の本人確認書類、氏変更の許可審判書謄本（必要な場合のみ）



また、再婚相手とお子さまとの間に嫡出子としての親子関係を結びたい場合は、『養子縁組届』が必要です。 ※家庭裁判所の許可が必要な場合があります。

用意するもの：養子縁組届書、届出人の本人確認書類、養子縁組許可の審判書謄本（必要な場合のみ）



★各種戸籍の届出については 1階④番窓口 町民課 戸籍住民係 までご相談ください。

【問合せ先】 隠岐の島町役場 町民課戸籍住民係 TEL：08512-2-8560